

令和5年第6回玉城町議会定例会会議録（第3号）

- 1 招集年月日 令和5年12月5日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和5年12月14日（木）（午前9時00分）
- 4 出席議員 (13名)

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	11番 北 守	12番 坪井 信義
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	真砂 浩行	総務政策課長	中村 元紀	税務住民課長	山下 健一
保健福祉課長	見並 智俊	産業振興課長	里中 和樹	建 設 課 長	平生 公一
教育事務局長	梅前 宏文	上下水道課長	山本 陽二	病院老健事務局長	竹郷 哲也
地域づくり推進長	中川 泰成	防災対策室長	内山 治久	生活環境室長	山口 成人
地域共生室長	中西扶美代	監 査 委 員	大西 栄		
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	中西 豊	同 書 記	福井希美枝	同 書 記	中山 元太
--------	------	-------	-------	-------	-------
- 8 日 程
 - 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議案第65号 玉城町印鑑条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 3 議案第66号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 4 議案第67号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 5 議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第6号）（討論・採決）
 - 第 6 議案第69号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
 - 第 7 議案第70号 令和5年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
 - 第 8 議案第71号 令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
 - 第 9 議案第72号 令和5年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）（討論・採

決)
第10 議案第73号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号) (討論・採決)

追加日程

第1 議案第74号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
第2 発議第11号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長(小林 豊) ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。よって、令和5年第6回玉城町議会定例会第3日目の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(小林 豊) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
11番 北 守 議員 12番 坪井 信義 議員
の2名を指名します。

◎日程第2 議案第65号

○議長(小林 豊) 初めに、日程第2、議案第65号 玉城町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第65号 玉城町印鑑条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第66号

○議長(小林 豊) 次に、日程第3、議案第66号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手多数です。

したがって、議案第66号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第67号

○議長(小林 豊) 次に、日程第4、議案第67号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第67号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第68号から日程第10 議案第73号

○議長(小林 豊) 次に、日程第5、議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算(第6号) ないし日程第10、議案第73号 令和5年度玉城町下水道会計補正予算(第2号)を一括議題にします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されています。

これから予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会 北守委員長。

○予算決算常任委員長(北 守) 議長から予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております各会計補正予算の議案について、委員会審査の経過並びに結果を報告します。

去る12月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算(第6号)、ないし議案第73号 令和5年度玉城町下水道会計補正予算(第2号)についての合計6件の議案審査を町長、副町長並びに教育長、また関係職員の出席と議長の同席の下、12名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧していただくこととし、委員会審査において質疑がありました主な事項及び結果を報告します。

まず、議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算(第6号)では、歳入では、主なものとして、国庫支出金である防災安全交付金の減額、ふるさと応援寄附金の追加、

さらに債務負担行為として、児童生徒包括支援業務委託等、質疑がありました。歳出については、2款から14款予備費まで、各款ごとに委員による慎重な審議がなされました。主なものとして、職員研修、会計年度職員の共済費や子ども医療費の増加理由、中学校卒業祝い金等の質疑がありました。その後、通告に基づき討論に入り、本議案に対しての反対討論の後に賛成討論が実施され、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、ないし議案第73号 玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算決算常任委員会委員長の報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、質疑を省略します。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第6号）について、討論の通告が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第6号）について、反対の理由を述べます。

主に債務負担行為についてですが、激変する時代にそぐわない。柔軟性を求めるなら直接雇用をすべきではないでしょうか。また、身分の保障などの解雇問題を避けては通れません。子供の権利の観点からから見れば、子供に関わる大人の雇用、生活を守るからこそ大事です。包括的業務委託をやめ、直接雇用を望みます。

以上を理由として反対といたします。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

9番 前川さおり議員。

○9番（前川 さおり） 議長に発言の許可をいただきましたので、議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算は、たまネーによる価格高騰応援キャンペーン事業の追加、中学校卒業祝い金の新規計上、低所得世帯支援臨時交付金の計上など、住民の生活、暮らしに非

常に寄り添った予算編成となっております。物価高で家計が圧迫されているのは、周知の事実でございます。

よって、この予算を通すことほかないと私は考えております。

議員各位におかれましては、良識あるご判断をいただけますようお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 次に、反対者の発言を許します。

7番 井上容子議員。

○7番（井上 容子） 議長のお許しをいただきましたので、議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、私の反対は、補正予算全般に対するものではございません。第3表債務負担行為、放課後児童クラブ運営業務、小中学校児童生徒特別支援派遣業務についてでございます。それぞれ3億、合せて6億もの事柄でございます。大きなお金の子育て支援に関わることであるにもかかわらず、町長の提案説明で触れられていなかったことが残念でなりません。委託することにより、人員確保がしやすくなる点、また、経費が大幅に削減されることは大いに賛成する部分でございます。

しかし、現在放課後児童クラブでは、町民であるにもかかわらず、特別支援学校に通うお子さんは利用することができない状態です。これは、玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例において、対象児童を町立小学校在校生に限定しているためです。公立であるならば、全ての町民が公平に利用できる環境をつくる必要があると考えます。

特別支援学校に通うお子さんには、給食費の補助もございません。同じ町民であるはずが、学齢期のお子さんへの支援が、町立の学校に通うお子さんに比べて少ないように思います。民間委託をよい機会とし、利用条件を玉城町民である児童全体に変更する時期ではないでしょうか。人員確保のハードルが現在より下がるならば、職員数はもちろん、専門知識のある人の確保も前提にした予算計画も必要です。

さらに、放課後児童クラブの運営について民間委託をしたことのない玉城町で、5年間という計画は長過ぎるのではないのでしょうか。子供にとって5年間は、小学生ですらそのほとんどの期間です。どのような事業者が入札されるか分からないとのことでしたら、なおさら最初はもう少し短い期間で出発するほうが安全であると考えます。

修正案を出すための賛同者を得ることができませんでしたのは、私の不徳の致すところでございます。しかし、今回の議案に対し、期間を5年から3年程度に短くし、なおかつ専門知識のある職員が常駐できる体制が整えられる程度の人件費を上積みすることを希望いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

4番 福田泰生議員。

○4番（福田 泰生） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、議案第68

号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案の主な事業の内容は、たまねーのポイント還元事業の第3弾の2,000万円の予算計上、そして中学卒業祝い金の1人3万円分の予算計上、さらに非課税世帯への7万円給付の予算計上や、人事院勧告による職員給与の予算計上などです。

この議案は、物価高騰対策に重きを置いた予算編成となっており、現在の玉城町を取り巻く経済状況を前進させていくための内容であり、玉城町民にとって心強い予算であります。

よって、議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第6号）の賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第68号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次の議案第69号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第73号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）については、討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

まず、議案第69号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第69号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和5年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第70号 令和5年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、

委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第71号 令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和5年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第72号 令和5年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第73号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前9時22分 休憩）

（午前9時31分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

議会運営委員会にて協議した結果、執行部からの申出を追加議案として審議することに決定しました。

議案を配付する間、暫時休憩とします。

（午前9時31分 休憩）

（午前9時33分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

ただいま、議案第74号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について及び発議第11号

閉会中の継続審査の申し出についてが提出されました。

この際、議案第74号及び発議第11号を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、議案第74号及び発議第11号を追加日程第1及び追加日程第2とし、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第74号

○議長(小林 豊) まず、追加日程第1、議案第74号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 議案第74号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援の観点から、国民健康保険の加入者が出産する際の保険料の軽減措置が創設されるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。よろしく願い申し上げます。

○議長(小林 豊) 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長(見並 智俊) それでは、議案第74号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険料について、出産する被保険者の産前産後期間相当分の所得割保険料及び均等割保険料を軽減する制度が創設されるため、規定の整備を行うものであります。

それでは、新旧対照表をご覧くださいませようよろしく願いいたします。

第11条の3第1項では、保険料の減額について規定し、それらの所要額を国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担とすることから、一般会計からの繰入れについて定めています。

第13条、第15条の6の2、第15条の7では、所得割後期高齢者支援金、介護納付金の各項目ごとの詳細な減額の計算方法について定め、第18条において、年度途中で世帯の人員に移動があった場合の減額の計算方法を規定いたしております。

また、国民健康保険料におきましては、低所得世帯、未就学児への保険料の減額を行っておりますが、それらの減額に関する条文の整理を第19条及び第19条の3で行っています。

さらに、第19条の4を加え、出産被保険者の減額の内容、期間について定めています。その内容は、1、出産被保険者の一月の所得割保険料に産前産後期間を乗じて得た額、2、出産被保険者の一月の均等割り保険料に産前産後期間を乗じて得た額、3、後期高

齢者支援金分保険料、介護納付金分保険料も同様に計算を行い、1から3の合算額を保険料から減額することについて規定をいたしております。

なお、産前産後期間は、単体妊娠の場合は4か月、多胎妊娠の場合は6か月と規定をいたしております。

このほか、第24条の4で減額を受けるための届出についての規定を追加いたしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

続いて、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 討論はありませんので、省略します。

これから議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第74号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発議第11号

○議長（小林 豊） 次に、追加日程第2、発議第11号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで今期定例会に付されました事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、今期定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長、挨拶を願います。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 閉会に当たり、挨拶をさせていただきます。

今期定例会に提案の全ての議案につきまして、原案承認を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。特に、国の補正予算によりますところのデフレ完全脱却のための経済対策、その効果を発揮するために早期の執行が求められておるといことでございまして、玉城町で継続して実施しておりますところのデジタル通貨たまネーにつきましては、第3弾の準備を12月20日から開始させていただくと、こういことで町の皆さん方に周知をさせていただいておるわけでありまして、準備をさせていただいておるわけございまして、ご理解に感謝を申し上げる次第でございます。

また、議員の皆さん方には、今年9月の改選後、新しい議会の体制も整えていただきながら、議会運営、そして町政につきましてご協力を賜っておりますことを重ねてお礼を申し上げる次第でございます。特に今年もいろんな節目の行事を開催をさせていただきまして、そのたびに積極的にご参加をいただいておりますことを厚くお礼を申し上げる次第でございます。

いよいよ、あと2週間余りで新しい年を迎えるわけでございます。どうぞこの新しい年も、玉城町にとりまして、そして議員の皆様方にとりましてもよい年でありますことを心から祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長(小林 豊) これで、令和5年第6回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

執行部側に対しましては、会期中に議会側からありました意見等を十分参考にしていただき、今後の町政運営を進めていただきたいと思います。

今年も残すところ、もうわずかとなってまいりました。来るべく新しい年が玉城町にとりまして、また皆様にとりまして、さらなる飛躍の年になりますようご祈念申し上げ

まして、簡単ではございますが、閉会に際しましての挨拶とさせていただきます。どうもご苦労さまでした。

(午前9時45分 閉会)